

第7節 要配慮者等への対策

《現状》

- 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の避難支援、安否確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置等（以下「避難支援等」という。）の基本的事項について定めた、避難行動要支援者避難支援指針を策定しています。
- 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しています。また、年に一度、避難行動要支援者名簿の情報を更新しています。
- 避難行動要支援者への対応は、避難行動要支援者避難支援指針に基づき自治会及び民生委員児童委員等が連携し、個別避難計画の作成に努めています。
- 小中学校等、避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等の受入れ施設として、福祉避難所を指定するとともに、社会福祉施設等と二次的避難施設としての受入れに関する協定を締結しています。
- 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設等の管理者等は、それぞれの施設の設置目的を踏まえた施設ごとの規定（介護保険法等）や災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）に基づき、利用者の避難確保計画を含む非常災害計画等の作成と報告及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練の実施と報告が義務付けられています。
- 県が、大規模地震等の災害に備え、福祉関係団体等と連携して設置している神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川DWA T）の派遣等に係る体制を整備し、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する福祉的な支援体制を構築しています。

《課題》

- **個別避難計画の作成は関係者等と連携しながら推進する必要があります。**~~「手上げ方式」及び「同意方式」等による避難行動要支援者情報の把握方法の検討と、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が進んでいません。~~
- 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者（手話通訳者やヘルパーなど）が必要です。
- 福祉避難所等への搬送協力について、事業者等の支援が必要です。
- 災害時における精神障がい者の緊急受入施設を確保する必要があります。
- 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用した避難支援等が必要です。
- 災害時に神奈川DWA Tの円滑な受入体制の整備が必要です。

《今後の取組みの方向》

- 1 避難行動要支援者の個別避難計画の作成促進【福祉部、市長室】

個別避難計画作成の対象となる避難行動要支援者の災害リスクや支援の必要性等から優先順位を検討して、自治会や民生委員児童委員等と連携して作成を促進します。~~避難行動要支援者避難支援指針に基づき、先進事例の紹介をすること等で個別避難計画の作成を促進します。また、自治会や民生委員児童委員等と連携し、避難支援者の確保等を関係部局が連携して行います。~~
- 2 福祉避難所等における運営体制の整備と運営協力者の確保【福祉部、市長室】

手話通訳者、ヘルパー等、福祉避難所等における運営協力者の確保に関する協定の締結に努めるなど、運営体制の整備を進めます。

3 福祉避難所等への搬送協力の確保【市長室】

要配慮者の福祉避難所等への搬送協力について、共助による協力の他、事業者等との協定締結の拡充等、搬送体制の整備を進めます。

4 施設の安全確保【各事業者】

要配慮者利用施設等の施設管理者は、平常時から非常用電源等の防災設備の整備や点検、避難誘導の対応策の整備等の防災対策の実施に努めます。

5 精神障がい者の緊急受入施設の指定【市長室】

災害時に精神障がい者を必要に応じて精神科病院等専門施設で受入れができるよう、協定の締結に努めます。

6 避難行動要支援者の把握【福祉部、市長室】

避難行動要支援者に該当する者を把握するために、要配慮者の情報の取得や集約に努めます。また、避難行動要支援者に該当する者のうち避難支援が必要な者が、避難行動要支援者名簿に漏れなく登録されるよう関係部局が連携して避難行動要支援者支援制度の周知に努めます。

7 避難行動要支援者名簿情報の提供【福祉部、市長室】

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自治会、民生委員児童委員、市社会福祉協議会、消防、県警察、高齢者よろず相談センター、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供します。名簿情報の提供には、名簿に掲載された本人の同意が必要ですが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意がない場合でも情報提供を行います。

名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めます。

8 避難のための情報伝達等【市長室、福祉部】

要配慮者に対しては、情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、適切な情報伝達等に努めます。

9 避難支援者の安全確保【福祉部、市長室】

避難支援者が、地域の実情や災害に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、関係者へ周知する等、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

10 受援体制の構築【福祉部、市長室】

災害時、神奈川DWA Tの円滑な受入のため、訓練等により体制整備に努めます。